

中国最新法令 < 速報 >

月 2 回発行

2019 年 12 月 27 日号 (No.317)

・ 全人代レベル

・ 国務院レベル

1. 「知的財産権保護の強化に関する意見」

・ 中央行政部門レベル

1. 「消費品リコール管理暫定規定」

2. 「ゲーム遊戯設備管理規則」

・ 司法解釈

・ 地方レベル

・ その他(意見募集稿等)

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<http://www.mhmjapan.com/>

弁護士 射手矢 好雄

☎ 03-5223-7713

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 03-5223-7745

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

2019 年度最終の中国最新法令速報をお届けします。

外商投資法が 2020 年 1 月 1 日に施行されます。施行前に国務院がその実施条例を制定する予定ですが、2019 年 12 月 26 日現在まだ公布されていません。公布された場合には、2020 年冒頭の法令速報でお知らせいたします。

当事務所は、2019 年は第 293 号から第 317 号まで 25 本の中国法令速報を 2 週に 1 度のペースで皆さまにお送りしました。中国における法令の制定と改正のスピードは益々速くなっています。今後とも当事務所の速報と中国業務をご活用ください。

・ 全人代レベル

該当なし

・ 国務院レベル

1. 「知的財産権保護の強化に関する意見」

(原文「关于强化知识产权保护的意见」)

中共中央弁公庁、国務院弁公庁、2019 年 11 月 24 日公布、同日施行

中共中央弁公庁、国務院弁公庁は、2019 年 11 月 24 日、「知的財産権保護の強化に関する意見」を公布した。本意見は、公布日より施行されている。

(1) 総論

本意見は、知的財産権保護の強化に関し、方向性を示すものであり、具体的な規範を定めるものではない。本意見により示された方向性に従い、各政府機関等により、法令・規則が制定されることが想定されているものと考えられる。

本意見においては、知的財産権保護に関する具体的なタイムラインが示されて

中国最新法令 < 速報 >

いる点が注目される。すなわち、2022年までに、知的財産権の侵害が容易かつ多数発生している状況を有効に打開し、権利者が権利を守るための立証困難、長期の所要期間、高額なコスト、低額な賠償等の問題につき顕著な改善がみられるようにすること、2025年までに、知的財産権保護に関する社会の満足度が比較的高い水準に到達し、それが持続するようにする旨が示されている。

(2) 主な規定内容

主な規定内容は以下のとおりである。

民事・行政・刑事各側面における知的財産権保護の強化

特許、著作権等の領域に、権利侵害に関する懲罰的賠償制度を導入し、法定の賠償額の上限を大幅に引き上げること。違法所得の没収や、権利侵害商品の廃棄処分等の採用を検討し、行政処罰の強度を上げること。知的財産権侵害が犯罪を構成するための基準を引き下げ、量刑を強化する等、刑事処罰を強化すること(1項)。

海外との交流・協力

海外での講演活動を積極的に展開し、ラウンド・テーブル会議を実施し、他国家及び組織との知的財産権保護に関する協力・交流を強化すること(12項)。在中国大使館・領事館における情報交換会や、企業座談会を開催する等の方式で、国内外の業界団体、商会、社会团体等との情報交流を強化すること(13項)。

人材育成・専門化の促進

各地方、部門、教育機関、業界団体、学会が、知的財産権保護専門人材の育成に力を入れるよう奨励する。知的財産権に関する行政・司法執行につき、適切な人員を配置し、専門化を促進すること。知的財産権に関する刑事案件の処理につき、専門化を促進し、捜査、逮捕、起訴、審理等の効率及び質・量を向上すること。管理部門や企業が、公職弁護士、社内弁護士、法律顧問制度等を実施し、知的財産権管理及び保護業務の法治化を促進すること(17項)。

(全 23 項目)

・ 中央行政部門レベル

1. 「消費品リコール管理暫定規定」

(原文「消费品召回管理暂行规定」)

国家市場監督管理総局 2019 年 11 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

国家市場監督管理総局は、2019 年 11 月 26 日、「消費品リコール管理暫定規

中国最新法令 < 速報 >

定」(以下「本規定」という。)を公布した。本規定は2020年1月1日より施行される。

本規定は、これまで消費品のリコールについて定めていた「欠陥消費品リコール管理規則」(2016年1月1日施行)¹(以下「2016年規則」という。)に罰則を定めることができない²などの問題があったため、これを解消するために制定された³。ただし、本規定には2016年規則の廃止についての定めはない⁴。本規定は「児童玩具リコール管理規定」の廃止は定めている⁵。

以下、本規定と2016年規則の違いを中心に説明する。

(1) リコールの対象となる消費品

2016年規則では、リコールの対象となる消費品は、国家品質監督検査検疫総局が制定した目録に列挙された電子電化製品及び児童用品とされ、目録に列挙されていない消費品は、2016年規則を参照してリコールを実施するとされていた(2016年規則5条)。しかし、実際には、目録に列挙されていない消費品であってもリコールの対象とすべき場合があり、これまでは個別に2016年規則を参照して対応していた⁶。

本規定は、特別規定のある消費品⁷を除き(本規定2条2項)、すべての消費品をリコールの対象としており(本規定3条)、目録制度を廃止した。ここでいう消費品とは、消費者が生活上の消費需要のために購入し、使用する製品をいうとされている(本規定2条)。

なお、消費品のほか、法律、行政法規に基づき市場監督管理部門がリコールを監督管理するその他の製品についても、本規定を参照して適用することができる(本規定31条)。

(2) 報告義務

2016年規則は、中国国外において消費品のリコールを実施した場合、生産者は当該リコールに関する情報を報告しなければならないとしていた(2016年規則11条3項)。

¹ 本ニュースレターNo. 216(2016年1月15日発行)をご参照ください。

² 2016年規則は規範性文書であるところ、「行政処罰法」第14条によると、規範性文書は行政処罰を設立する権限を有しないものとされている。

³ 国家市場監督管理総局による「『消費品リコール管理規定(意見募集稿)』の起草に関する説明」(以下「起草説明」という。)(http://www.moj.gov.cn/news/content/2019-03/01/zlk_229202.html)をご参照ください。

⁴ ただし、国家市場監督管理部門の担当者に電話照会をしたところ、本規定の施行により当然に効力を失うことになるとの回答を受けている。

⁵ 本規定32条をご参照ください。

⁶ 2016年にイケアの家具がリコールされたケースにおいては、家具は2016年規則の目録に列挙されていなかったものの、2016年規則を参照してリコールが実施された。
(http://www.gov.cn/xinwen/2016-07/12/content_5090603.htm)をご参照ください。

⁷ 特別規定のある消費品として特殊設備(特殊設備安全法26条、81条1項)、欠陥自動車製品(欠陥自動車製品リコール管理条例2条)、食品(食品リコール管理規則2条)及び薬品(薬品リコール管理規則2条)などが挙げられる。

中国最新法令 < 速報 >

本規定は、これに加えて、消費品が「死亡、重大な人身傷害、もしくは重大な財産上の損失をもたらした又はもたらすおそれがある場合」にも報告義務を定めている(本規定 8 条 1 項)。また、本規定は、報告義務の対象にその他事業者⁸を追加し、報告の期限を、報告事項を発見してから 2 営業日までと明確にするなど、報告義務を拡充している。

(3) リコール計画の内容

2016 年規則は、リコール計画の策定義務は規定するものの(2016 年規則 19 条)、その内容については定めていなかった。

本規定は、リコール計画には次の内容を含めなければならないとし(本規定 18 条)、内容を明確化した。

- リコールする必要のある消費品の範囲、存在する欠陥及び損害の発生を避けるための緊急対応
- 具体的なリコール措置
- リコールの担当機関、連絡方法及びスケジュール
- その他必要な事項

(4) 情報開示

生産者による情報開示について、2016 年規則は 5 営業日以内に公表しなければならないとしていた(2016 年規則 21 条)が、本規定は 3 営業日に短縮した(本規定 19 条 2 項)。

また、その他の事業者の情報開示義務が新たに規定され、店舗、ウェブサイト等の営業場所で生産者が公表したリコール情報を公開しなければならない(本規定 19 条 2 項)とされた。

(5) 罰則の設置

2016 年規則には罰則の定めはなかった。

本規定は、報告義務(本規定 8 条)、調査協力義務(本規定 11 条 2 項)、欠陥のある消費品の生産、販売及び経営等の停止義務(本規定 15 条、16 条)、リコール計画の提出義務(本規定 17 条)、リコール情報の公表義務(本規定 19 条 2 項)、リコール計画の履行義務(本規定 20 条)、リコール総括の提出義務、リコール記録の制定及び保存義務(本規定 21 条)に違反した生産者及びその他の事業者についての罰則を定めている(本規定 25 条)。

具体的には、省級市場監督管理部門が期限を定めて是正を命じたにもかかわらず期限を超過しても是正しないときは、1 万元以上 3 万元以下の過料に処される。また、犯罪を構成する疑いがあり、法に従い刑事責任を追及される必要がある場

⁸ その他の事業者とは、消費品の販売、賃貸借、修理等に従事する者をいう(本規定 7 条)。

中国最新法令 < 速報 >

合、関連規定に従い、公安機構に移送される(本規定 25 条)。

(6)輸入製品のリコール

中国国内に輸入した消費品リコールの主体について、2016 年規則は、「中国国外から消費品を中国国内に輸入し、販売する企業又は中国国外の企業が中国国内に設立した授權機関」としていた(2016 年規則 3 条 4 条)。

本規定は、原則として、輸入された消費品の外国生産者が指定した機関をリコールの主体とするとし、指定がない場合、輸入業者をリコールの主体とすることとしている(本規定 29 条)。

(7)消費品リコールの監督管理部門の調整

2016 年規則では、消費品リコールの監督管理部門を品質監督検査検疫部門⁹としていた(2016 年規則 6 条)。

本規定は、監督管理部門を国及び省レベル以上の市場監督管理部門としている(本規定 5 条)。

(全 32 条)

2. 「ゲーム遊戯設備管理規則」

(原文「游戏游艺设备管理办法」)

文化観光部 2019 年 11 月 12 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

文化観光部は、2019 年 11 月 12 日、「ゲーム遊戯設備管理規則」(以下「本規則」という。)を公布した。

(1)本規則制定の背景

2000 年に公布された「電子ゲーム経営施設特別管理の実施に関する意見」は、「本意見の公布日より、国内向けの電子ゲーム設備及びその部品、付属品の生産又は販売を直ちに停止するものとする」と規定し、内資・外資企業による中国国内向けのゲーム遊戯設備の製造及び販売を禁止した。

その後、2013 年に上海自由貿易試験区が設立された。「上海自由貿易試験区全体方案」は、同試験区において、「内資・外資企業がゲーム遊戯設備の製造及び販売に従事し、文化主管部門の内容審査を通過したゲーム遊戯設備を国内市场向けに販売することを認める」と規定した。

さらに、国務院は、2014 年、「中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試

⁹ 2018 年 3 月 17 日付の第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議で採択された「国務院機構改革案」(http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-03/17/content_5275116.htm)により、国家品質監督検査検疫総局の職責は国家市場監督管理総局に吸収され、国家品質監督検査検疫総局は廃止された。

中国最新法令 < 速報 >

験運用経験の普及に関する通知」を公布した。同通知は、同試験区における「内資・外資企業がゲーム遊戯設備の製造及び販売に従事することの許可等」を全国に普及すべきと規定した。

同通知を踏まえて、当時の文化部(現文化観光部)は、2015 年、「内資・外資企業がゲーム遊戯設備の製造及び販売に従事することの許可に関する通知」(以下「2015 年通知」という。)を公布した。2015 年通知により、内資・外資企業による中国国内向けのゲーム遊戯設備の製造及び販売は再び許可されることとなった。

上記の背景に基づき、文化観光部は、2019 年 11 月 12 日に本規則を公布した。本規則は 2020 年 1 月 1 日より施行され、2015 年通知は同時に廃止される。

(2) 主な内容

まず、本規則では、ゲーム遊戯設備が、電子ゲーム設備(原文:「电子游戏设备(机)」)と遊戯娯楽設備(原文:「游艺娱乐设备」)の 2 種類に分けられている(3 条 1 項)。電子ゲーム設備とは、音響映像システム及びコンテンツ統合方式を通じて、主に娯楽施設その他経営施設でゲームサービスを提供する専用設備であり、かつ、そのゲームの内容又は形式が未成年者の単独使用又は長時間使用に適さないものを言う。遊戯娯楽設備とは、上記電子ゲーム設備以外のゲーム遊戯設備を言う(同条 2 項)。また、未成年者の保護の観点から、本規則は、国の法定祝祭日を除き、娯楽施設その他経営施設に設置している電子ゲーム設備を未成年者に提供してはならないと規定している(同条 3 項)。

さらに、本規則は、ゲーム遊戯設備に安全上の潜在的危険性が存在する場合等は、かかるゲーム遊戯設備の中国国内向けの製造、輸入、販売又は取り扱いを禁止すると規定している(5 条)。

加えて、賭博行為の防止の観点から、本規則は、賭博を促進する一定の内容をゲーム遊戯設備の内容に採用してはならないと規定している(6 条)。

ゲーム遊戯設備の内容の制限について、本規則は、内容審査制度と自主審査制度を規定している。中国国内のゲーム遊戯設備製造企業及び海外から中国国内にゲーム遊戯設備を輸入して販売する輸入単位は、その所在地の省級文化観光行政部門に内容審査申請を行わなければならない(10 条、11 条)。また、当該ゲーム遊戯設備製造企業及び輸入単位は、ゲーム遊戯設備内容自主審査制度を確立しなければならない(19 条)。

上記のほか、本規則は、ゲーム遊戯設備の製造者、販売者及び娯楽施設経営者の監督管理措置及び法律責任等を規定した。

(全 34 条)

・ 司法解釈

該当なし

中国最新法令 < 速報 >

・ 地方レベル

該当なし

・ その他(意見募集稿等)

該当なし

中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、森規光、原潔、山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、井上諒一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、真下敬太
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、李維佳、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、楊天翼、孟立恵、張雪駿

提携事務所 北京市中諮律師事務所

張繼文

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5223-7713

FAX : 03-5223-7613

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com